

事務局ニュース NO.20-08 2021. 3. 26 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F

TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

- ① 「県単独補助は今年度と同額を予算計上した」（県主幹）
- ② 新年度予算等の情報を市町村に届け、予算化のはたらきかけを
厚労省 「育成支援体制強化事業」要綱案／「参酌化」、支援員1人のみが27市町村
／財務省 学童保育と子供教室「別事業とする在り方を見直すべき」



県連協からのお知らせ・お願い (^ 0 ^)

1. 県単独補助 「今年度と同額を計上」 次年度に向けて改めてのとりくみが必要

3月17日、県少子政策課へ「学童保育の県施策と補助金の拡充を求める陳情書」署名を届け、懇談しました(※写真)。その席で県単独補助についてお伺いしましたが、渡邊しほり主幹は、「今年度と同額を予算計上した」と回答しました。つまり、維持される見通しです。

予算の資料を添付しました(※別紙01)。同資料に「埼玉県放課後児童健全育成事業費 94,922千円」とありますが、この金額は前年度と同額です。

県単独補助についての財政当局の見方は厳しく、次年度に向けて改めてのとりくみが必要となります。

2. 児童福祉主管課長会議 新施策の要綱示す、「放課後子供教室との一体化」の動きも

厚生労働省は 3月5日付けで都道府県等に対して「令和2年度全国児童福祉主管課長会議資料」を発送しました。全国学童保育連絡協議会は3月24日、厚生労働省の担当者をお招きして、予算説明会（※以下、「**3月24日予算説明会**」）を開催しました。以下では、標記会議資料の内容に加えて説明会で明らかとなった内容を紹介します。

会議資料は、次年度予算と第3次補正予算に関して重要な説明が記されています。第三次補正「新型コロナウイルス感染症対策」の自治体の負担部分は、「地方創生臨時交付金」からの支出が可能であることや、新規施策の「実施要綱」も添付されています。

同時に、①「参酌化」決定以降、「放課後児童支援員」資格ではない者をその市町村として独自に認める動向の紹介 ② 財務省が、「実際の利用児童数で補助金を算定するよう」求めていること ③ 同様に財務省が、学童保育と放課後子供教室を「別事業とする在り方を見直すべき」と指摘していること 等、今後の学童保育施策の動きにとって重要な内容を含んでいます。

資料として、「【説明資料】保育課・少子化総合対策室」（※別紙02）、「【説明資料】子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室」（※別紙02-2）、「【別冊資料】子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室」（※別紙02-3）の3点を添付しました。

（1）第3次補正予算「新型コロナウイルス感染症対策」

市町村負担分は、「地方創生臨時交付金」から支出可／令和3年度でも活用できます

第3次補正予算に、第2次補正予算にあった「新型コロナウイルス感染症対策」が予算計上されました。「①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）」と「②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等」の2つがあります（※別紙02の146頁）。

第2次補正は、児童数に関わらず1支援の単位50万円でしたが、今回は、「財政上の理由から」（※**3月24日予算説明会**）利用定員数に応じて30～50万円となっています。また、補助割合は、第2次補正は国が10/10でしたが、今回は、「自治体にコロナについての知見が備わってきたので」（※同）との理由から都道府県1/3、市町村1/3負担となっています。

別紙02の29頁に「地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各自治体においては、支援を必要とするすべての事業所等へ支援が行き渡るよう、予算措置に御配慮いただきたい」とあります。

「地方創生臨時交付金」について内閣府HPでは、「新型コロナ対応に奔走する地方公共団体の取組を支援するため、……第3次補正予算で1兆5,000億円の地方創生臨時交付金を確保しました。地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取組である限り、地方公共団体が自由にお使いいただくことができます」と説明しています。

別紙02の146頁 資料36「事業内容」の「『かかり増し経費』の具体的内容」の「通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など」の部分の強調するために黄色マーカーしています。

また、同資料欄外に、「※令和2年度に執行残が生じた場合は、内閣府において予算の繰越し（本省繰越し）を行う予定」とあります。「例えば、40万円の支出を予定していて令和2年度内に20万円しか支出できなかった場合、3年度に20万円まで支出できる」（※**3月24日予算説明会**）と説明しています。また、「本事業の対象となるのは令和3年1月1日以降」（※同）とのことです。

(2) 「参酌化」の結果、支援員1人のみが27市町村、認定研修修了無しが5市町村

別紙02-2の177に「『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』の参酌化に伴う条例改正等の状況について」とあります。289に同名の「調査結果のポイント」があります。

昨年4月から指導員の資格と配置数について、従来の「従うべき基準」から「参酌基準」と改悪されましたが、厚生労働省として「各市区町村の条例の改正状況等を把握するため、令和2年9月末時点の状況について調査を実施した」その結果を掲載したものです(※289~297)。

「①放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正について」、「放課後児童支援員の1人配置を可とするもの 27か所」「・補助員の2人以上配置を可とするもの 2か所」「・補助員の1人配置を可とするもの 1か所」(※178)。

「②放課後児童支援員の資格に関する改正について」、「・設備運営基準と異なる基礎資格とするもの 5か所」「・放課後児童支援員認定資格研修修了義務『なし』とするもの 5か所」(※179)とあります。つまり、支援員1人のみで保育を行う市町村が27、認定研修修了無しでも「放課後児童支援員」とみなす(つまり、当該自治体でのみ通用する資格となる)市町村が5ということです。

(3) 令和3年度予算 40人規模で基準額467.2万円、「障害児受入」は195.6万円

181~185に「(3) 放課後児童対策関係予算について」と題して令和3年度予算案について説明しています。298~303に具体的な補助メニューと、それぞれの単価を掲載しています。

児童数40人規模の「補助基準額」が4,672千円(現在:4,577千円)(※298)、「障害児受入推進事業」が1,956千円(同:1,900千円)(※299)、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」が、(i)1,678千円(同:1,677千円)(※300)、「キャリアアップ処遇改善事業」が(i)131千円(同:129千円)(※301)等と増額されていることが分かります。

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」と「キャリアアップ処遇改善事業」について、「当該事業は、実施率が低調なことから、各市町村においては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい」(※182)とも書いています。

(4) 財務省「交付金(補助金)算定を登録児童数でなく実際の利用児童数で行うよう」 厚労省は「児童数の算定方法は現状通りとする」が、実利用数の調査は実施

184の「⑦ 令和元年度予算執行調査への対応について」の項目に、「国庫補助基準額は、支援の単位を構成する「児童の数」に応じて設定された基準額を適用することとしている」が、「当該交付金の算定方法等を対象として令和元年度予算執行調査(財務省)が行われ」たことを紹介しています。

「一の支援の単位を構成する児童の数」の算定方法について厚労省は、184に記載されているように、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数」としています。

財務省は、「今後の改善点・検討の方向性」として「『実際に利用した児童数』を把握している市町村においては、『各月の登録を基に推計した利用児童数』と『実際に利用した児童数』には大きな乖離が生じていた」「『実際に利用した児童数』を基に、交付額の上限を決定するなど、児童クラブの実態に見合った、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討すべき」等と指摘しました(※308)。

これを受けて厚労省は、今後、市町村に対して「『児童の数』、『実際に利用した児童数』及び開所日数」を調査に加え、「『児童の数』と『実際に利用した児童数』に乖離が見られる場合、市町村は、当該クラブにその理由を確認する」等を求める方針を示しています(※185)。

厚労省は「児童数の算定方法は、現状通りの取り扱いを考えているが、実利用数との乖離については問題意識を持っている」(※3月24日予算説明会)と述べました。

保護者は、クラブないし運営主体に利用登録を行い、規定の月額利用料を支払うことで児童が通所

する権利を得ています。日によって塾やおけいこ事に通い放課後児童クラブを欠席することもあります。その分について利用料が返金されることはありません。財務省の言うように「『実際に利用した児童数』を基に、交付額の上限を決定」することは大いに問題があります。

(5) 財務省 学童保育と放課後子供教室「別事業とする在り方を見直すべき」と提案 ／厚労省 「『一体型』でも、両事業の機能を維持する」方針に変更無し

財務省は「児童クラブと放課後子供教室」に関しても「令和元年度予算執行調査」を実施しています。309～310に放課後児童クラブと放課後子供教室の「一体型」についての記載があり、「④今後の改善点・検討の方向性」「2. 事業の在り方について」において「合理的・効率的な運営体制となるよう、別事業として併存させる在り方自体を見直すべきではないか」と提起しています。

一方、厚生労働省は「② 一体型の推進について」、「『一体型』として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があります。特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。」（※176～177）と説明しています。

厚労省は「この方針に変更はないか」との質問に「お見込みの通り」（※3月24日予算説明会）と回答しました。

ここでは、財務省と厚生労働省の主張は異なっています。

(6) 「育成支援体制強化事業」指導員の仕事の周辺業務を行う職員配置のため予算化 別紙02-3の131～132に「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」と「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の実施要綱（案）が掲載されています。

「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」について、「1 趣旨」として「育成支援の周辺業務を行う職員（以下、「運営事務等を行う職員」という。）の配置等を行うことにより、放課後児童健全育成事業の育成支援の内容の向上を図る」と記しています。「支援員等に育成支援に専念してもらえ体制を整備するために」（※3月24日予算説明会）、現在の指導員以外に「運営事務等を行う職員」を別に配置した場合に補助を行うものです。

「育成支援の周辺業務」について厚労省は、「『放課後児童クラブ運営指針』の『第三章5（2）運営に関わる業務』や『第三章1（4）』にある『子どもが宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う』支援員の仕事の補助などを想定している」（※同）と説明しました。

「3（2）運営事務等を行う職員の業務」として①～⑥が例示されています。「例示をいくつ実施するかは、当該運営体が選択し、市町村が趣旨に沿っていると認めればよい」（※同）。

また、「4 留意事項」として「3の（2）の業務を外部委託等により実施」することができるとしています。「例えば、清掃業務を外部業者にすることも可能」（※同）と説明しました。

「育成支援の周辺業務」と「本来業務」との線引きが難しそうな業務も見られますが、現在すでに「会計業務等」を外注している学童保育も多く、それに当てることが可能となり、活用できる内容を含んでいます。また、県内には複数の学童保育を運営しているNPO等が、専従職員を雇用して会計業務や指導員募集その他の運営事務を担っている例が多数ありますが、その専従職員の雇用費について該当になるかは現在、厚労省に質問中です。

* 市町村と情報を共有し、予算化をはたらきかけていきましょう

第3次補正予算と新年度予算の実現のためには、6月以降の議会において県と市町村が予算化することが必要です。地域連絡協議会（学童保育の会）、クラブから市町村担当課へ情報を届けて、予算化をはたらきかけましょう。